

# 令和6年第8回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和6年8月19日(月)

午後2時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

## 1 開会宣言

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 教育長諸報告

(1) 新宮地域小中一貫校について

(2) 不登校・いじめについて

## 4 議事

議案第29号 たつの市教育委員会事務事業点検及び評価(令和5年度事業分)について

議案第30号 令和7年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第31号 令和6年度たつの市一般会計補正予算(第3号)の意見の申出について

議案第32号 財産の取得に係る意見の申出について

## 5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 令和6年 9月25日(水) 午後2時～

〃 開催場所 (新館3階 301、302会議室)

次々回教育委員会開催予定日 令和6年10月 日( ) 午後 時 分～

〃 開催場所 ( )

## 7 閉会宣言

令和6年第8回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和6年8月19日（月）

午後2時

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和6年第8回たつの市教育委員会定例会を開会します。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(2)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の議案第31号「令和6年度たつの市一般会計補正予算（第3号）の意見の申出について」及び議案第32号「財産の取得に係る意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。(1)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

現在、基本設計を進めているところですが、内容がある程度固まりましたので、現段階での模型を業者が作製しました。委員の皆様、ご覧いただければと思います。今後実施設計を進めますが、詳細部分について修正しつつ、最終形となりましたら改めて模型を製作し、ご覧いただきたいと考えています。また、基本設計の策定に当たり、概要版についてパブリックコメントをホームページで実施しています。8月6日から8月30日までを募集期間としていますが、現時点で特段の意見はありません。併せて、仮設校舎についてですが、現在、工事現場をフェンスで囲う作業が進んでおり、来週以降、掘削等の工事が始まる予定です。以上です。

教育長

準備委員会の進捗状況はいかがでしょう。

事務局

来週8月29日に開校準備委員会を開催し、学校名等の選定に入ります。学校名の募集については7月31日で締め切り、最終的に308件の応募がありました。以上です。

教育長

新宮地域において、小中一貫校の件で何か話がありますでしょうか

	か。
委員	新宮中学校の体育館やグラウンド等の跡地利用がどうなるのかといった話を何回か耳にしました。
教育長	<p>新宮中学校の体育館を新宮スポーツセンターに改修し、グラウンドも使えるようになります。工事に取り掛かるのは小中一貫校開校後の令和10年以降になりますので、その旨またお伝えいただければと思います。</p> <p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。</p> <p>次に、議事に入ります。議案第29号「たつの市教育委員会事務局事務事業点検及び評価（令和5年度事業分）について」、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>たつの市教育委員会事務局事務事業点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、たつの市教育委員会において、令和5年度に実施した事務事業における点検及び評価を決定するものです。去る8月2日金曜日に、事務事業点検・評価検討委員会を開催しました。委員は6月定例会において承認いただいた4名の方に委嘱し、事務事業点検評価・報告書（案）をもとに意見をいただきました。別冊資料の最終ページをご覧ください。令和5年度に教育委員会が実施した事務事業は113事業で、これらを4つの施策目標ごとに分け、評価基準に従い評価しました。集計表にありますとおり、113事業のうち、「十分事業目的が達成された」のA評価が99事業、「相当程度事業目的が達成された」のB評価が12事業、「事業目的の達成がやや不十分である」のC評価が2事業で、D評価はありませんでした。また、検討委員会において、委員から各課の事業に対していただいた意見を会議録にまとめています。以上です。</p>
教育長	<p>事前に目を通していただいていると思いますが、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、C評価となった2つの事業の今後の対応について、少し説明をお願いします。</p>
事務局	<p>幼児教育課の「保育士職場チャレンジ事業」について、令和6年度は市内保育所・こども園見学バスツアーや就職フェアの際にチラシを配布するなど、周知を強化することとしています。そもそも、このチャレンジ事業の対象者が、潜在保育士や保育士に興味がある方ですので、どのように周知するか難しい状況ではあります。しかしながら、各イベントに参加されている方々は、保育士として働くことに興味を持っていただいていると思いますので、このチャレンジ事業についても併せて周知していきたいと考えています。</p>
委員	実際にこのチャレンジ事業に参加された2名の方は、どのような感

触だったのでしょいか。

事務局

このチャレンジ事業では、保育士の免許を有しながらも、現在働いていない潜在保育士を対象としたコースと、免許がなくても働けるよう、子育て支援員の資格取得につなげるコースの2つのコースを用意しています。この2名の方は、いずれも免許がない方でしたので、子育て支援員研修の話をしたのですが、参加には至りませんでした。

教育長

なかなか難しいところですが、保育士確保のため、地道に努力するしか方法はないと思います。続いてもうひとつが社会教育課の「障害者読書環境整備事業」です。録音図書総数は充実してきましたが、年間利用者が延べ10名ということで、実質利用者は数名ということもあってC評価ということですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

教育長

青い鳥学級という視覚に障害がある方のための講座を年間4日程度実施していますが、今年度はそういった機会にチラシを配布し、積極的な利用につなげることを検討しているところです。

全体を通して、改めて何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

AからCまでの評価はあくまで自己評価ということですね。その評価に対して、検討委員会委員の方々は何か意見をおっしゃっていましたか。

事務局

評価に対して特段の意見はありませんでした。

委員

わかりました。

教育長

評価自体は自己評価になりますので、もし、事業に対する評価が甘いということがあれば、その時に意見をいただくことにしています。過去にはC評価としていたものを、検討委員会の際に「B評価でも良いのではないですか」と言っていたこともあります。

それでは、ほかにご発言がないようですので、採決に入ります。議案第29号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり承認いたしました。

続いて、議案第30号「令和7年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書の採択について」、事務局説明願います。

事務局

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び学校教育法附則第9条第1項の規定により、令和7年度たつの市立小中学校の特別支援学級使用教科用図書を次のとおり採択するものです。

特別支援学級の児童生徒については、検定済みの教科用図書以外の図書も使用することができることが附則第9条に記載されており、この度採択する教科用図書は別紙のとおりです。また、使用する期間については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしています。以上です。

教育長 参考として添付している資料について、少し説明をお願いします。

事務局 資料の(2)に記載されているとおり、一般図書の採択に当たっては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書、いわゆる星本について十分考慮するとともに、これら以外の図書を採択する場合には、①から⑥までの事項について留意して決定することになっています。各小中学校において、該当児童生徒の障害の程度等を考慮して採択いただきました。以上です。

教育長 特別支援学級にも知的、肢体不自由など様々あり、障害の程度に応じて、検定本が使えるようであれば教科書として使います。しかしながらもう少しわかりやすい本が良いということであれば、それを使っても良いということになっています。あくまで児童生徒の実態に応じて、学校、担任を中心に選んでいます。

以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員 参考として添付されているこの資料は、何から抜粋されているのでしょうか。

事務局 県教育委員会の教科書採択に関する基本方針の一部になります。この中で、第1、第2というように項目立てになっており、その4番目にこのことが書いてあります。

委員 県の教科書採択の基本方針なのですね、わかりました。

委員 前回定例会での小中学校における教科書採択の際に、最近ではQRコードなど、いわゆるデジタル対応がひとつのポイントになっていたと思います。今回採択の一般図書においては、そこまで考えられてはいないと思いますが、特別支援教育ではデジタル対応やICTの活用はどのようになっているのでしょうか。やはりまだ紙ベースの方が使いやすいのでしょうか。

事務局 通常は紙ベースの一般図書を教科書として児童に配布することになりますが、障害の程度によっては文字情報よりも図形の方が学習しやすいこともあります。全ての児童生徒がタブレットを持っていますので、必要に応じて学校から使用するアプリの申請をしてもらった上で、そのアプリによる学習も取り入れています。

教育長 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。  
ご発言ないようですので、採決に入ります。議案第30号は、原案

のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で令和6年第8回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時55分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
委員	秦 智康
教育事業部長	森本 康路
教育管理部参事（兼）教育環境整備課長	西田 伸一郎
教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長	田淵 明久
教育事業部参事（兼）スポーツ振興課長	倉元 竜也
教育総務課長	岩田 昌喜
学校教育課長	丸山 岳志
幼児教育課長	上田 収
すこやか給食課長	清水 裕之
社会教育課長	福井 悟
歴史文化財課長	新宮 義哲
人権教育推進課長	津島 威彦
社会教育課主幹	谷口 和己